

「ic-net 光ライト」重要事項説明書

1. ご契約にあたって

- (1) ご契約内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽があった場合、クレジット会社の与信が有効でない場合等の当社独自の審査基準により、お申し込みをお断りする場合があります。
- (2) I C - N E T 接続サービスは初期契約解除制度の対象です。詳しくは「10. 初期契約解除について」をご覧ください。
- (3) 最新の「サービス契約約款」については、弊社 Web サイトにて随時ご確認ください。
- (4) 光回線新規お申し込みのお客様で、同時にひかり電話をお申し込みされない方は、インターネットに接続するために別途通信に対応したルータ等の機器が必要となります。ic-net 光ライト 10 ギガをご利用のお客様は、弊社より 10 ギガ対応ホームゲートウェイ（月額 550 円）のレンタルが可能となります。ご希望の方はお申し込み時にご選択ください。

2. ご利用にあたって

- (1) 「ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガ」サービスは、N T T 東日本または N T T 西日本より光回線のサービス卸を受けて弊社が提供する、回線一体型インターネット接続サービスです。
- (2) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより通信速度が異なります。
- (3) ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- (4) ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- (5) ファイル共有ソフト（peer to peer または俗に P2P とも言う）を用いての通信に際しては、一部の通信ソフトまたは通信ポートを遮断、あるいは通信帯域を制限する場合があります。
- (6) ic-net 光ライト 10 ギガは、IPoE (IPv4 over IPv6 通信) 接続のみの提供となります。PPPoE 接続はご利用いただけません。

3. 転用手続きについて

- (1) 転用とは、N T T 東日本または N T T 西日本の光回線を「ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガ」へ引き継いでご利用いただくための手続きです。※転用後は光アクセスサービス提供元が株式会社 I C - N E T になります。
- (2) 転用手続きは、ご契約者本人が N T T 東日本または N T T 西日本へフレッツ光の転用申し込みを行い、転用承諾番号を取得していただく必要があります。
- (3) 転用承諾番号取得の際には以下の情報が必要となります。
 - ① お客様 ID・ひかり電話番号・ご契約者様の連絡先電話番号のいずれか 1 つ
※お客様 ID は N T T 「開通のご案内」に記載された COP または CAF から始まる文字列です。
 - ② フレッツ光ご契約者名
 - ③ フレッツ光ご利用場所住所
 - ④ フレッツ光ご利用料金のお支払い方法（以下の情報をご確認ください）
クレジットカード：カード番号下 4 桁
口座振替：金融機関名・金融コード・支店名・支店コード
請求書：送付先名・送付先住所
※お支払い方法は N T T 東日本または N T T 西日本からの請求書やクレジットカード明細等でご確認ください。
- (4) 転用承諾番号の有効期限は払い出し日を含め 15 日間です。取得後 5 日以内に ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガのお申し込みをお願いいたします。有効期限までの残日数が足りない場合、改めて転用承諾番号の取得をお願いする場合があります。

- (5) N T T 東日本またはN T T 西日本への転用手続きは、以下の窓口へお申込みください。

※下記受付時間中でも電話の混雑状況により繋がりにくい場合があります。

■ N T T 東日本エリアのお客様

【電話】 TEL : 0120-140-202

受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日も受付可（年末年始を除く）

【Web】 <https://flets.com/tenyou/>

受付時間 8:30～22:00 土・日・祝日も受付可（年末年始を除く）

■ N T T 西日本エリアのお客様

【電話】 TEL : 0120-553-104

受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日も受付可（年末年始を除く）

【Web】 <http://flets-w.com/collabo/tenyou/>

受付時間 7:00～25:00 土・日・祝日も受付可（年末年始を除く）

- (6) 転用のお申し込みにつきましてはN T T 東日本またはN T T 西日本の定める注意事項に同意いただく必要があります。弊社に転用のお申し込みをいただく場合には、上記の注意事項に全て同意したものとみなします。

4. 事業者変更手続きについて

- (1) 事業者変更とは、他の光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービス（N T T 東日本またはN T T 西日本より提供を受けた光アクセスサービスを利用したもの）をご利用中のお客様が「ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガ」へ引き継いでご利用いただく場合、または「ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガ」をご利用中のお客様が他の光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスに移行する場合に必要な手続きです。
- (2) 事業者変更前に利用していた光アクセスサービスの「お客さま ID」および「ひかり電話番号」は、事業者変更後も変更なくご利用いただけます。ただし、移転等を伴う場合は、ひかり電話番号が変更となることがあります。
- (3) 事業者変更に伴い、サービス提供料金、提供条件、メールアドレス等が変更となります。
- (4) 事業者変更手続きは、ご契約者本人がご契約中の光コラボレーション事業者へ事業者変更の申し込みを行い、事業者変更承諾番号を取得していただく必要があります。詳細は現在ご契約中の光コラボレーション事業者様にご確認ください。
- (5) 事業者変更承諾番号の有効期限は払い出し日を含め 15 日間です。取得後 5 日以内に事業者変更のお申し込みをお願いいたします。有効期限までの残日数が足りない場合、事業者変更承諾番号の再発行が必要となる場合があります。
- (6) 事業者変更後に初期契約解除により元の光コラボレーション事業者へ復帰する場合、以前に契約していたサービス等の接続ユーザー名、パスワード、メールアドレス、および付帯のオプションサービス等の提供条件が適用されなくなる場合がありますのでご注意ください。
- (7) 他のコラボレーション事業者へ変更される場合、N T T 東日本またはN T T 西日本とオプションサービスなどの直接契約があるお客様については、事業者変更手続きをする前に、お客様からN T T 東日本またはN T T 西日本の WEB サイトまたはお電話にてオプションサービスに関する留意事項の確認や契約情報の開示許諾に同意していただく必要があります。なお、本手続きをされていない場合、事業者変更手続きを進めることができないことがあります。お手続きについては、以下のN T T 東日本またはN T T 西日本特設ページをご確認ください。

・ N T T 東日本 事業者変更のお手続き <https://flets.com/app10/kaiji/>

・ N T T 西日本 事業者変更のお手続き <https://flets-w.com/collabo/change/>

(8) 他の光コラボレーション事業者から弊社へ事業者変更する場合、以下の点にご注意ください。

- ① 事業者変更に伴い、他の光コラボレーション事業者から弊社へ変更される場合は、事業者変更工事日をもって現契約が解約されて弊社と新規に契約となります。解約月のご利用料金や解約金等の取り扱いの詳細については、現契約の光コラボレーション事業者へご確認ください。
- ② 他の光コラボレーション事業者から弊社へ変更を行う場合、7-(2)項に記載の事業者変更手数料がかかります。通常は工事不要で移行いただけますが、事業者変更と同時に光アクセスサービスのタイプ変更・移転等を行う場合、有料の工事が必要となることがあります。
- ③ 他の光コラボレーション事業者との契約において、未納料金や分割払いの工事費等の残債がある場合、事業者変更ができないことがあります。詳細は現契約の事業者にご確認ください。
- ④ 他の光コラボレーション事業者との契約回線で「ひかり電話」や「リモートサポート」等の光回線付加サービスのご利用がある場合、弊社「ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガ」への変更に伴い付加サービスの提供元がNTT東日本またはNTT西日本に変更となり、NTT東日本またはNTT西日本からお客様へ1契約ごとに税込1,980円(付加サービスの契約数によらず一律)の手数料が請求されますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 「ひかり電話」や「リモートサポート」等の付加サービスの提供元がNTT東日本またはNTT西日本となる場合、NTT東日本またはNTT西日本からお客様へサービス内容の確認のためご連絡させていただく場合があります。
- ⑥ 事業者変更と同時に光アクセスサービスのタイプ変更・移転等を行う場合、7-(3)項に記載の工事が必要となる場合があります。工事費用は弊社よりお客様へご請求いたします。

(9) 弊社から他の光コラボレーション事業者へ事業者変更する場合、以下の点にご注意ください。

- ① 事業者変更に伴い、弊社から他の光コラボレーション事業者へ変更される場合は、事業者変更工事日の前日に弊社の契約が解約となり、事業者変更工事日より変更先の事業者と新規の契約が開始となります。
- ② 弊社解約日については、毎月20日の退会締日に合わせてお手続きいたします。事業者変更工事日が当月21日以前(20日まで退会)なら当月末退会、22日以降(21日以降に退会)なら翌月末退会となり、翌月分までご利用料金が発生いたしますのでご了承ください。
- ③ 他の光コラボレーション事業者へ変更を行う場合、所定の手数料、工事費等がかかる場合があります。詳細は変更をご希望の光コラボレーション事業者にご確認ください。
- ④ 弊社の契約回線において、NTT東日本またはNTT西日本からの提供で「ひかり電話」や「リモートサポート」等の光回線付加サービスのご利用がある場合、他の光コラボレーション事業者への変更に伴い付加サービスの提供元が変わる場合があります。対象となるサービスの詳細についてはNTT東日本、NTT西日本または移行先の光コラボレーション事業者へご確認ください。
- ⑤ 事業者変更と同時に光アクセスサービスのタイプ変更・移転等を行う場合、所定の工事が必要となる場合があります。詳細は変更をご希望の光コラボレーション事業者にご確認ください。
- ⑥ 弊社に事業者変更承諾番号の発行をお申し込みいただく場合、お取り次ぎの都合により3～5営業日ほどお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ 弊社から事業者変更承諾番号を発行するにあたっては、違約金等を含む未納料金がなく、工事費残債がないこと、未納料金や残債がある場合は一括払いしていただく必要があります。これらの条件に満たない場合、事業者変更承諾番号の発行は受付いたしかねます。
- ⑧ 事業者変更のお手続きにあたり、弊社で保有するお客様情報(契約者名、設置場所住所、利用中のサービス等)について、変更をご希望の光コラボレーション事業者およびNTT東日本またはNTT西日本に通知する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 提供サービスについて

(1) サービスタイプ一覧

サービスタイプ	N T Tフレッツ光のサービスタイプ	通信速度
ic-net 光ライト ファミリータイプ (戸建住宅向け)	クロス	下り 最大約 10Gbps 上り 最大約 10Gbps
	ギガファミリー・スマートタイプ※1 ファミリー・ギガラインタイプ ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼	下り 最大約 1Gbps 上り 最大約 1Gbps
	ファミリー・ハイスピードタイプ	下り 最大約 200Mbps 上り 最大約 200Mbps /100Mbps
	ファミリータイプ	下り 最大約 100Mbps 上り 最大約 100Mbps
ic-net 光ライト マンションタイプ (集合住宅向け)	クロス	下り 最大約 10Gbps 上り 最大約 10Gbps
	ギガマンション・スマートタイプ※1 マンション・ギガラインタイプ マンション・スーパーハイスピードタイプ隼	下り 最大約 1Gbps 上り 最大約 1Gbps
	マンション・ハイスピードタイプ	下り 最大約 200Mbps 上り 最大約 200Mbps /100Mbps
	マンションタイプ	下り 最大約 100Mbps 上り 最大約 100Mbps

※1 N T T東日本フレッツ光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプまたはギガマンション・スマートタイプをご契約の方が ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガに転用する場合のみ適用となります。

※ ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガの提供区域は、N T T東日本またはN T T西日本がフレッツ光サービスを提供している地域のうち、弊社の定める範囲とします。ただし、地域名はN T T東日本またはN T T西日本の表示に準じます。

(2) サービスにかかる制限事項について

- ① 本サービスのご利用にあたっては、対応する回線終端装置が必要となる場合があります。
- ② 本サービスご契約後にN T T東日本またはN T T西日本を含む他事業者が提供する光回線サービスへの再転用を希望する場合は事業者変更のお手続きをお願いいたします。
- ③ 1Gbps または 10Gbps 通信速度でご利用いただくためには、ご利用端末の LAN インターフェース、LAN ケーブル、無線機器等の全てが通信速度に対応した環境にて利用することが必要となります。
- ④ 本サービス契約後はN T T東日本の「にねん割」やN T T西日本の「光はじめ割」等の割引契約は引き継ぎされず、自動解約となります。この際、N T T東日本およびN T T西日本からお客様への違約金の請求はございません。
- ⑤ 本サービス契約に伴い、N T T東日本またはN T T西日本が提供する一部のオプションサービスについて、利用条件が変更となる場合やサービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合がございます。対象となるサービスの詳細はN T T東日本またはN T T西日本へお問い合わせください。

6. お申し込みについて

- (1) 転用のお申し込みにあたってはN T T 東日本またはN T T 西日本の定める注意事項に同意いただく必要があります。弊社に転用のお申し込みをいただく場合には、上記の注意事項に全て同意したものとみなします。
- (2) 本サービスにお申し込みいただくことにより、転用前の「フレッツ光」でご契約のキャンペーン等へのお申し込み要件に該当しなくなる場合や、解約金や違約金が発生する場合があります。
- (3) 光回線サービスの品目変更等については、事前にN T T 東日本またはN T T 西日本にお申し込みいただき、変更が完了した後、弊社への転用手続きをお願いいたします。転用と同時に品目変更等をお申込みの場合は、処理の完了までに日数を要する場合や、受付ができない場合があります。
- (4) N T T 東日本またはN T T 西日本においてご契約中に発生した工事費用の分割支払金が残っている場合は、残余期間相当分を弊社よりご請求させていただきます。ご請求については、「分割にてご請求」となります。
- (5) お申し込みから利用開始までの期間および工事の有無については、「14. お問い合わせ先」に記載のサポート窓口へお問い合わせください。
- (6) 光回線を新規でお申し込みの場合、「7-(3) 新規開通時の初期工事費」に示す工事費を初回請求月の翌月以降よりご請求させていただきます。ご請求については、「分割にてご請求」となります。ただし、工事担当者の派遣がない場合は、N T T 東日本またはN T T 西日本に関わらず初回請求月の翌月に「一括にてご請求」させていただきます。

7. ご利用料金について

(1) 月額利用料金

サービスの種類	設置場所区分	金額（税込）	単位
ic-net 光ライト 10 ギガ	戸建・集合共通	5,390 円	1 契約回線ごと
ic-net 光ライト 1 ギガ・ファミリー	戸建住宅向け	4,730 円	1 契約回線ごと
ic-net 光ライト 1 ギガ・マンション	集合住宅向け	3,680 円	1 契約回線ごと
1 ギガ対応ホームゲートウェイ 【無線内蔵／無線 LAN カード】（レンタル）	共通	330 円	1 装置ごと
10 ギガ対応ホームゲートウェイ（レンタル）	共通	550 円	1 装置ごと

※1 ギガ対応ホームゲートウェイ【無線内蔵／無線 LAN カード】は、N T T 東日本フレッツ光ネクストギガファミリー・スマートタイプまたはギガマンション・スマートタイプをご契約の方が ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガに転用する場合のみ適用となります。

(2) 手続きに関する料金

料金の種類	適用範囲	金額（税込）	単位
新規契約手数料	新規に本サービスを申し込む場合	3,300 円	1 契約回線ごと
転用手続き手数料	N T T 東日本またはN T T 西日本との契約回線を本サービスへ移行する場合	3,300 円	1 契約回線ごと
事業者変更手数料※	他の光コラボレーション事業者との契約回線を本サービスへ移行する場合	3,300 円	1 契約回線ごと

※事業者変更において、他の光コラボレーション事業者との契約回線で「ひかり電話」や「リモートサポート」等の光回線付加サービスのご利用がある場合、ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガへの変更に伴い付加サービスの提供元がN T T 東日本またはN T T 西日本に変更となり、N T T 東日本またはN T T 西日本からお客様へ 1 契約ごとに税込 1,980 円の手数料が請求されますので、あらかじめご了承ください。

(3) 各種工事費について（NTT 東日本及び NTT 西日本共通）

新規開通時の初期工事費

サービスの種類	工事担当者派遣	屋内配線の新設	金額(税込)	単位
ic-net 光ライト 10 ギガ	あり	あり	22,000 円	1 工事ごと
		なし	11,660 円	1 工事ごと
	なし	—	3,300 円	1 工事ごと
ic-net 光ライト 1 ギガ (ファミリー・マンション共通)	あり	あり	22,000 円	1 工事ごと
		なし	11,660 円	1 工事ごと
	なし	—	3,300 円	1 工事ごと

※工事費の 30 回分割で端数が発生する場合には、最終月（30 回目）にて調整させていただきます。

移転工事費

サービスの種類	工事担当者派遣	屋内配線の新設	金額(税込)	単位
ic-net 光ライト 10 ギガ	あり	あり	22,000 円	1 工事ごと
		なし	11,660 円	1 工事ごと
	なし	—	3,300 円	1 工事ごと
ic-net 光ライト 1 ギガ (ファミリー・マンション共通)	あり	あり	22,000 円	1 工事ごと
		なし	11,660 円	1 工事ごと
	なし	—	3,300 円	1 工事ごと

※NTT 東日本及び NTT 西日本をまたぐ引越しの場合、移転元の光回線を廃止し、移転先で新規に回線契約が必要となります。

品目変更工事費（転用または事業者変更と同時に品目変更を依頼する場合）

品目変更工事内容	金額(税込)	単位
設置場所回線区分（集合住宅向け/戸建て向け）の変更	22,000 円	1 工事ごと
「VDSL」から「光配線」または「光配線」から「VDSL」への変更	22,000 円	1 工事ごと
「10G」から「1G」または「1G」から「10G」への変更 (工事担当者派遣なし)	3,300 円	1 工事ごと
「100M」または「200M」から「1G」への変更（工事担当者派遣なし）	3,300 円	1 工事ごと

※工事担当者の派遣がない工事が可能な場合でも、契約者の要望等により工事担当者がお伺いする場合は、工事費 11,660 円（税込）がかかります。

※表記の工事費は代表的な工事で開通した場合の料金となります。なお、お客様のご利用場所および NTT 東日本または NTT 西日本の設備状況や工事内容などにより、お支払いいただく工事費が異なる場合があります。

※土日祝日に工事を実施する場合は、上記に加え、工事費 3,300 円（税込）がかかります。

※工事担当者がお伺いする工事において、工事日当日に契約者不在等の事由による契約者都合で工事が出来なかった場合、契約者に対し工事費をご請求させていただく場合があります。

8. 違約金について

<ic-net 光ライト 10 ギガをご利用のお客様>

料金起算月から 2 年間を最低利用期間とします。(料金起算月は利用開始日を含む月とし、利用開始日は ic-net 光ライト 10 ギガが開通した日とします。) 最低利用期間内にお客様都合により本サービスを解約または対象サービス以外のコースに契約変更された場合、及び規約違反等により強制退会となった場合は、「途中解約違約金」として各コース利用料金の 1 か月分を解約月の利用料金に合算してご請求いたします。

<ic-net 光ライト 1 ギガ (ファミリー・マンション) をご利用のお客様>

契約期間の定め及び解約にかかる解約金はございません。

9. 料金のお支払いについて

(1) お支払い方法について

- ① お支払い方法はクレジットカード決済のみとなります。
- ② ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカード会社は、弊社ウェブサイトの入会お申し込みフォームの記載にてご確認ください。
- ③ 他サービスから ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガへの転用に伴い、他サービスにて料金未払いが発生する場合は、未納分のご利用料金を弊社より一括請求させていただきます。

(2) ご利用料金のご請求について

- ① 本サービスのご利用料金は、毎月 1 日から月末までのご利用分を、翌月にご請求させていただきます。なお、ご利用料金の日割計算は対応しておりませんので、利用開始日が月途中であっても本サービスのご利用料金にてご請求させていただきます。お申し込みの際、ご利用開始日はなるべく毎月 1 日をご希望いただくことをお勧めいたします。ただし、工事の混雑状況により希望日での工事ができない場合がありますのでご了承ください。
- ② 弊社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、利用を停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の月額料金等については全額ご請求させていただきます。
- ③ ご契約中または過去にご契約のあった弊社が提供するサービス (I C-N E T 接続サービス以外のサービスも含みます。) のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について併せて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
- ④ N T T 東日本または N T T 西日本が提供するひかり電話サービスまたは付随するオプションサービスについては、N T T 東日本または N T T 西日本よりお客様へ直接ご請求させていただきます。

(3) 請求書・領収書等について

- ① 弊社では、別途定めがある場合を除いて、請求書・領収書の発行はいたしません。

10. 初期契約解除について

- (1) お客様は弊社契約書 (入会書類) の受領日から 8 日間の期間内に、本契約の解除を行う旨の書面を発することにより、本契約の解除を行うことができます。
- (2) 初期契約解除により、弊社からお客様に対し損害賠償もしくは違約金、その他金銭等を請求することはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたサービスの利用料金、契約事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費については全額ご請求いたします。また、契約に関連して弊社が請求させていただく料金以外に金銭等を受領している際には、当該金銭等をお客様に返還いたします。
- (3) ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガ以外の契約がある場合で、そのサービスの解約も希望される場合は、ic-net 光ライト 1 ギガ/10 ギガの初期契約解除とは別に解約手続きが必要です。解約にあたっては、弊社サポート窓口へお電話にてお申し出ください。

- (4) 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容を事実と誤認し、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面の受領日から 8 日間であれば本契約を解除することができます。
- (5) 初期契約解除についてのお問い合わせ先、および書面の送付先は以下にお願いいたします。
- 〒101-0021 東京都千代田区外神田 3 丁目 16-13 日進ビル 8F
株式会社 I C - N E T (初期契約解除)
フリーダイヤル：0120-45-3133
受付時間：平日 9:00 ～ 20:00 / 土・日・祝 10:00 ～ 18:00
＜初期契約解除の申告書面の記載項目＞
- ・お客様のお名前、ご住所、電話番号
 - ・契約書交付日（この書面が届いた日）
 - ・電気通信事業者名（株式会社 I C - N E T）
 - ・契約金額（弊社が事前に金銭を受領している場合）
 - ・お客様直筆による契約解除の旨の記載（「契約を解除します」等、楷書ではっきりと記載）

11. ご契約の変更・解除・一時停止・強制退会について

(1) ご契約の変更について

- ①お客様のご契約情報を変更する場合は、弊社プロバイダサイトのお問い合わせフォームより変更手続きをお願いいたします。お引っ越しなどで、住所・連絡先に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。
- ②本サービスから ic-net 光 1 ギガ/10 ギガへ変更する場合は、本サービスを解約し ic-net 光 1 ギガ/10 ギガにて再契約が必要です。変更につきましては、弊社サポート窓口へお電話にてお申し出ください。

(2) ご契約の解除について

本サービスを解約（以下、退会といいます。）する際は、退会しようとする月の 20 日までに、弊社既定の方法にて申し込みがあった場合に受け付けいたします。別途、同意書を締結している場合で、同意書に定めた最低利用期間の満了前に退会を希望する場合は、別途同意書に定めた違約金をお支払いいただきます。また、工事費の残金がある場合には、一括でご精算いただきます。

なお、お客様にてご利用の N T T 東日本または N T T 西日本が提供するオプションサービスについては、別途 N T T 東日本または N T T 西日本への解約申し込みが必要です。（ただし、弊社が提供するオプションは除きます。）

(3) 一時停止・強制退会について

お客様のご利用料金が受領することが出来なかった場合、または料金徴収決済サービス会社を通じて入金が確認できなかった場合、あるいは金融機関より徴収不能の連絡がされた場合は、サービスを一時停止させていただくことがあります。その後も料金を受領することができなかった場合は、支払いの意思が無いものと見なし、弊社の判断で全てのサービスを一方的に全停止すると共に、利用サービスを解除（強制退会）することが出来るものとします。

(4) 解約に関するその他注意事項について

退会（サービス解約）時及び移転等端末変更を行う際は、N T T 東日本または N T T 西日本より貸与された端末を N T T 東日本または N T T 西日本へ返却していただく必要があります。未返却によって、N T T 東日本または N T T 西日本より弊社に対し端末に関する費用が請求された場合においては、弊社より相当額をお客様へ請求いたします。

12. 個人情報の利用目的について

ご契約者様よりお預かりした個人情報については、以下の目的にのみ利用いたします。

- (1) ご利用料金（ご請求・お支払等）に関する業務
- (2) 契約審査等に関する業務
- (3) 通信機器等の販売に関する業務
- (4) お客様相談対応に関する業務
- (5) アフターサービスに関する業務
- (6) オプションサービス追加・変更に関する業務
- (7) サービス休止に関する業務
- (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
- (9) アンケート調査に関する業務
- (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
- (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
- (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
- (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
- (14) その他、契約約款等に定める目的

なお、NTT東日本またはNTT西日本に対して個人情報を通知いたします。

13. その他

- (1) 本サービスの内容は予告なく変更することがあります。

14. サービス提供会社・お問い合わせ先

株式会社 I C - N E T

お申し込みのご相談・サポート窓口

フリーダイヤル：0120-26-3133

受付時間：平日 9:00 ～ 20:00／土・日・祝 10:00 ～ 18:00

【制定：2024年9月1日】

【改定：2025年3月1日】